

議案第 8 4 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 3 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の
免除に関する条例等の一部を改正する条例

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に
関する条例の一部改正）

第 1 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免
除に関する条例（平成元年長野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 243 条の 2 の 8」を「第 243 条の 2 の 9」に改める。

（長野市産業団地事業の設置等に関する条例及び長野市戸隠観光施設事業の設置等
に関する条例の一部改正）

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9
第 8 項」に改める。

- （1）長野市産業団地事業の設置等に関する条例（昭和 43 年長野市条例第 9 号）第 5
条
- （2）長野市戸隠観光施設事業の設置等に関する条例（平成 16 年長野市条例第 118
号）第 4 条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。